

## 本人確認書類について

戸籍・住民異動の届出や証明書請求の際は、本人確認書類の提示が必要です。

本人確認書類は次のとおりです。

方法	対象手続き
①A から 1 点を提示 ②C から 2 点を提示 ③C と B または D から各 1 点を提示	・戸籍謄抄本(全部・個人事項証明書)、除籍謄抄本(全部・個人事項証明書)、改製原戸籍謄抄本、 戸籍届書記載事項証明書、受理証明書の請求 ・戸籍届出(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知)
①A または B から 1 点を提示 ②C から 2 点を提示 ③C と D または E から各 1 点を提示	・住民票の写し(ただし、広域交付の住民票は①の方法に限る)、住民票記載事項証明書、住民票除票の写し、 戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、身分証明書、 独身証明書、その他証明書の請求 ・住民異動届(転入・転出・転居等) ・印鑑登録申請(ただし、本人申請による即日登録は①の方法に限る)

※有効期間がある書類は有効期間内のものに限る ※原本の提示に限る

分類	本人確認書類
A	※「官公署」は国もしくは地方公共団体の機関 個人番号(マイナンバー)カード 運転免許証 旅券(パスポート) 運転経歴証明書(H24年4月1日以後に交付されたものに限る) 在留カード 特別永住者証明書 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 写真付の住民基本台帳カード 宝塚市民証 船員手帳 無線従事者免許証 海技免状 小型船舶操縦免許証 宅地建物取引士証 航空従事者技能証明書 耐空検査員の証 運航管理者技能検定合格証明書 動力車操縦者運転免許証 猟銃・空気銃所持許可証 教習資格認定証 電気工事士免状 特種電気工事資格者認定証 認定電気工事従事者認定証 戦傷病者手帳 警備員検定合格証明書 一時庇護許可書 仮滞在許可書 官公署が職員に対して発行した写真付の身分証明書
B	A に含まれない官公署が発行した写真付の免許証、許可証若しくは資格証明書等
C	健康保険被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、 共済組合等) 介護保険被保険者証 年金手帳 基礎年金番号通知書 年金証書 恩給証書 官公署が発行した医療受給者証
D	写真付の学生証 法人が発行した写真付の身分証明書(社員証、弁護士会員証等)
E	通帳 キャッシュカード クレジットカード 診察券 生活保護適用証明書 印鑑登録証(ただし、印鑑登録証明書の本人請求に限る)

※上記の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合は、戸籍や住民票の記載事項等について口頭で確認(3点以上)する(住民異動届、印鑑登録申請及び親族ではない任意代理人、第三者、住所・本籍とも他市の者からの請求の場合は除く)。ただし、口頭確認で本人確認を行った場合、マイナンバーまたは住民票コード記載の住民票は本人の住民登録地へ郵送により交付する。